

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および 2026 年 3 月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および 2026 年 3 月末までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2026 年 4 月 1 日までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 7 項および第 9 項」において「見込み」で受験して合格した者が、出願資格に必要な要件を 2026 年 3 月末までに満たせなかった場合は入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第 10 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2025 年 11 月 12 日（水）17:00** までに学部事務 4 課 経営学研究科入試担当（E-mail：keiei-daigakuin@rikkyo.ac.jp）へ問い合わせてください。
- (2) 選考で使用するため、TOEFL iBT® Test、TOEIC® Listening & Reading Test、IELTS (Academic Module) のいずれかを受験していることが必要です。出願締切日までに所定の成績証明書（詳細は「出願書類」8 頁参照）を提出できない場合は、出願を受理しません。
- (3) 最終学歴が中国の 3 年制大学（専科大学）の場合、学士に相当する学位が授与されず大学教育の課程とはみなせないため、本研究科では出願を認めません。

2) 社会人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件（詳細は「出願資格」3 頁参照）を満たし、かつ、大学卒業後、出願時に学校・官公庁・団体・企業などで、常勤職員として 1 年以上の勤務経験を有する者。